

老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針

老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に要する費用の算定に当たっては、別紙1「老人保護措置費支弁基準」により算定した額の合計額から、別紙2「費用徴収基準」により算定した徴収すべき額及びその他の収入額を控除した額を基本とするものであること。

別紙1

老人保護措置費支弁基準

1 事務費

(1) 施設（月額）

次の一般事務費及び特別事務費の合算額（別表2）を基準額とする。

ア 一般事務費

別表1に示す一般事務費基準額等とする。

イ 特別事務費

次の（ア）により算定した額に（ウ）に示す額を合算した額とし、（イ）、（エ）、（オ）及び（カ）に示す加算額は、該当者に対して加算し、（キ）に示す加算額は該当する施設に対して加算する。

(ア) 民間施設給与等改善費

民間施設においては、公立施設と比して、初任給等給与水準（諸手当を含む）、昇進その他の身分保障、住宅その他の福利厚生面などに格差を生じていることから、民間施設の措置費に加算し、公私間の格差の是正を図るため、アの一般事務費に11%の加算率を乗じた額とする。

(イ) 障害者等加算

a 目的

養護老人ホームの入所者のうち、要支援・要介護者が有する介護ニーズについては、介護サービスにより対応することとされているが、要支援・要介護非該当者（施設が外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けないなど介護サービスの対応ができない者を含む。）であっても継続的な援護を要する者が入所していることに鑑み、これらの者を援護できる体制を整備することにより、入所者処遇の充実を図るものとする。

b 加算の対象

(a) 加算対象施設

(b) の対象者として市町村長が認定した者が入所している施設とする。

(b) 対象者

入所者のうち要支援・要介護非該当者であり、かつ、継続的な援護を要する者として、例示した者など、市町村長が適当と認めたものとする。

(例)

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を所持する者
- ・ アルコール依存症、統合失調症等、医師の診断書がある者
- ・ その他、継続的な援護を要する特段の理由がある者等

(ケース記録等で状況を確認し、必要があれば施設職員にヒアリングを行う)

c 加算単価

加算対象者1人当たりの加算単価(月額)は、34,000円とする。

d 認定方法

加算対象施設及び加算対象者の認定時期については、従前からの対象者については毎年4月1日現在において、また、その翌日以降に、入所や障害が認定されるなどの理由で新たに加算の対象となる者については、その翌月1日現在において、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式1を参考とした申請書を提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認められた場合には加算対象施設として市町村長が認定することとする。

(ウ) 夜間勤務体制加算

a 目的

夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行うため、職員配置基準を超えて支援員を配置することにより、入所者に対する処遇の充実を図るものとする。

b 加算の対象

加算対象施設は、毎年4月1日現在で指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設とする。

c 加算単価

利用者1人当たりの加算単価(月額)は、次のとおりとする。

入所定員数	50名以下	51名以上 75名以下	76名以上 100名以下	101名以上 150名未満	150名以上
加算単価 (月額)	9,500円	8,000円	6,000円	4,800円	3,200円

(エ) 介護保険料加算

養護老人ホーム被措置者のうち、別紙2の別表1の費用徴収基準に定める階層区分の1階層の適用を受ける者のうち介護保険法における第1号被保険者に該当する者に対し、当該者が支払うべき介護保険料月額として必要とされる額。

(オ) 老人短期入所加算

a 目的

在宅において生活することが一時的に困難となった者を短期入所させた場合に、様々な援護を要することから、その処遇の向上を図るものとする。

b 加算の対象

要支援又は要介護非該当者であり、かつ、高齢者虐待等により、在宅において生活する

ことが一時的に困難となった者であって、介護保険の短期入所生活介護等の利用や、やむを得ない事由による短期入所の措置が著しく困難である者として、市町村長が適当と認められたものとする。

c 加算単価

加算対象者1人当たりの加算単価（日額）は、300円とする。

d 認定方法

市町村長は、養護老人ホームへの短期入所の要否を判定するに当たっては、本指針を基にその必要性を検討すること。

なお、その際には、必要に応じ、入所判定委員会等を活用すること。ただし、急を要すると市町村長が認める場合にあっては、利用申請手続等は、事後でも差し支えないものとする。この場合、手続はできるだけ速やかに行うものとする。

e その他

(a) 原則として、入所の期間が概ね30日以内の者を対象とする。ただし、やむを得ない場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

(b) 実施に当たっては、地域包括支援センター、福祉事務所及び民生委員等の関係機関等との十分な連携を図ること。

(カ) 介護サービス利用者負担加算

a 目的

入所者が介護サービスを利用した場合に、その利用に係る利用者負担の一部について加算することにより、必要な介護サービスの利用を図るものとする。

b 加算の対象

養護老人ホームの入所者であって、介護サービスを利用した者とする。

c 加算額

養護老人ホームの入所者のうち、介護サービスを利用した者に対し、別紙2の別表1の費用徴収基準に定める階層区分に応じ、利用者負担の上限額を勘案して、利用者1人当たり加算単価（月額）は、次のとおりとする。

ただし、介護サービスの利用実績に支弁割合を乗じた額が加算額を下回る場合は、利用実績額に支弁割合を乗じた額を上限として加算する。

なお、高額介護サービス費に該当する場合は、高額介護サービス費の適用が優先されるものとする。

要支援・要介護区分	費用徴収階層区分					
	1～23 (80万円以下)		24～38		39以上 (150万円超)	
	支弁割合	加算額	支弁割合	加算額	支弁割合	加算額
要支援1	100%	4,800円	75%	3,600円	50%	2,400円
要支援2		10,000円		7,500円		5,000円
経過的要介護		6,000円		4,500円		3,000円
要介護1	100% (上限額)	15,000円	75% (上限額)	12,000円	50% (上限額)	8,000円
要介護2		15,000円		13,500円		9,000円
要介護3		15,000円		15,000円		10,000円
要介護4		15,000円		16,500円		11,000円
要介護5		15,000円		18,000円		12,000円

d 認定方法

市町村長は、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式2を参考とした申請書を提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合には加算対象施設として認定し、速やかに通知するとともに、次の方法により加算すること。

(a) 算定は、前月の介護サービスの利用実績及び費用徴収階層等に基づいて行うこと。

(b) 申請に当たっては、次の書類を添付させること。

① 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号通知）に定める介護サービス計画書第7票等、加算の対象となる者による介護サービスの利用状況（見込み）が把握できるもの

② 加算の対象となるものの費用徴収階層が把握できるもの

なお、継続して本加算を受ける者については、当該者の費用徴収階層が変更となった場合を除き、省略することができる。

(キ) 養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算

a 目的

入所者の高齢化や要介護度の重度化等に伴い、個別支援を要する機会が増えている養護老人ホーム勤務職員の処遇改善を図るものとする。

b 加算の対象

別に定める「養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算実施要領」の加算に関する要件に適合し、賃金の改善等を実施しているものとして、施設所在地市町村長へ届け出た施設に対して、当該要領の規定に従い、加算する。

c 加算額

別紙1の別表1の養護老人ホーム一般事務費基準額（月額）で定める人件費に5.26%加算する。

ただし、別に定める「養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算実施要領」のキャリアパス要件の適合状況に応じて、加算額は異なる。

（養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅰ）…減算率なし
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅱ）…養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅰ）×90%
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅲ）…養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算（Ⅰ）×80%）

d 認定方法

加算の認定を受けようとする施設は、施設所在地市町村長が別に定める提出期日までに「養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算実施要領」で規定する養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算届出書等を提出すること。

なお、施設所在地市町村長は当該施設の計画内容について確認を行い、必要な賃金改善が図られる内容で計画が策定されている場合には、加算対象施設として認定し、速やかに当該施設及び措置市町村長へ通知すること。

(2) 養護受託者

法第11条第1項第3号による養護受託者に対する事務費は、養護の委託を引き受けた者1人につき月額32,000円とする。

2 生活費

生活費については、原則として、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知）（以下「措置費に係る国指針」という。）に基づくものとし、具体的には、次のとおりとする。

(1) 一般生活費

区 分		額
養護老人ホーム及び養護受託者（甲地）(A)		54,980円
消費税増税分（8%→10%）の影響額(B)		1,400円
(A)+(B)		56,380円
地区別冬期加算（Ⅵ区；11月から3月）		2,070円
入院した場合の入院患者の日用品費	基準額	生活保護法による保護基準（注）に定められた入院患者日用品費の基準額
	地区別冬期加算額	生活保護法による保護基準（注）に定められた入院患者日用品費の地区別冬期加算額

（注）各年度において4月1日現在の基準を適用する。

(2) 期末加算

毎年12月1日現在における被措置者につき、1人当たり5,140円（甲地）を加算する。

(3) 病弱者加算

養護老人ホームに入所している被措置者のうち、病弱のため当該施設の医師の指示に基づき栄養補給等のために特別な食事の給食を1月以上必要とする者であって、実施機関において必要と認定したものにつき、1人当たり13,160円を加算する。

(4) 被服費加算

毎年4月1日現在における被措置者につき、1人当たり1,000円を加算する。

(5) 加算の特例

70歳以上の者及び国民年金法別表に定める1級又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する者のうち、福祉年金の受給権を有しない者（公的年金の受給その他の法令に定める福祉年金の受給停止事由に該当する者を除く。）については、養護老人ホーム及び養護委託の場合は1人当たり22,500円の範囲内で加算することができる。

3 移送費

次に掲げる移送に必要な最小限度の額とする。

(1) 措置の開始、変更又は廃止に伴って施設へ入所する場合又は施設から退所する場合。

- (2) 被措置者が施設から医療機関へ入院及び医療機関から退院する場合（生活保護法による医療扶助により受給する場合を除く。）。
- (3) 措置の開始、変更又は廃止に伴って養護受託者の家庭に転入する場合又は養護受託者の家庭から転出する場合

4 葬祭費

葬祭費は、遺留金品により賄えない場合は、次のとおりとする。

(1) 基準額

1件当たりの基準額は、生活保護法の保護基準に定められた基準額とする。

- (2) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が生活保護法の保護基準に定められた額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。
- (3) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他遺体の運搬に要する費用の額が生活保護法の保護基準に定められた額を超えるときは、当該基準により算定した額を基準額に加算する。
- (4) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文章作成の手数料を含む。）が生活保護法の保護基準に定められた額を超える場合は、当該超える額を基準額に加算する。
- (5) 火葬又は埋葬を行うまでの間、遺体を保存するために特別の費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費相当額を基準額に加算する。
- (6) 遺留金品等を充当した場合は、当該充当額を（1）から（5）までにより得た額から控除する。
- (7)（1）から（4）で適用する生活保護法の保護基準は、各年度において4月1日現在の基準を適用する。

5 法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置に要する費用

法第11条第1項第2号の措置に要する費用から、法第21条の2の規定に基づき市町村が支弁することを要しないとされた額を控除した額とする。

なお、当該「措置に要する費用」には、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月20日厚生省告示第21号）を準用して算定した額のほか、当該介護保険施設等における居住費及び食費が含まれるものであること。

6 各月の支弁基準額の認定方法等

- (1) 養護老人ホームが所在する市町村の長は、毎年当初（年度途中で事業を開始した施設については、その事業の開始時）措置を行った個々の施設及び養護委託をした養護委託者につき、それぞれ基準に基づき算定した事務費、生活費、移送費及び葬祭費の額を措置者1人当たり支弁月額等として決定するとともに、これを当該施設、当該養護受託者及び当該措置者を措置した市町村の長にそれぞれ通知すること。

- (2) 被措置者の措置に要する費用の支弁は、各月初日の被措置者ごとに算定した事務費及び生活費の支弁月額の合算額をもって毎月当初これを行うこと。

ただし、生活費については、月の途中で措置を開始し又は廃止した場合、当該月の支弁額は次により算定した額とする。

生活費支弁月額 × (当該月の実措置日数 ÷ 当該月の実日数)

(3) 新たに事業を開始した施設については、(2)にかかわらず事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までその支弁額は、次により算定した額とする。

支弁月額(事務費及び生活費) × (当該月の実措置日数 ÷ 当該月の実日数)

(4) 施設に係る事務費支弁月額は、当該施設の入所定員(地方公共団体が設置する場合にあっては条例等で定めた人員をいい、社会福祉法人が設置する施設にあっては、法第15条第4項の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の認可を受けた人員をいう。)によること。

7 留意事項

(1) 事務費について

別表1に示す養護老人ホーム一般事務費基準額は、別紙3に示す職員数が配置されていることを基本とし、定員規模としては、「100名未満」、「100名以上150名未満」及び「150名以上」の3区分とし、措置費に係る国指針により、それぞれ「100名未満」は「41～50」を、「100名以上150名未満」は「91～100」を、「150名以上」は「141～150」あるいは最多規模の数値を用いるとともに、級地については、一律、特甲地の「11/100」として設定してあるものであり、養護老人ホームが所在する市町村の長は、これを参考に地域の実情に応じ、適正な水準とすること。

なお、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合の基準額は、上段の規定にかかわらず、設定値の9割程度として設定しているものである。

(2) 民間施設給与等改善費について

民間施設給与等改善費については、本来、職員1人当たりの平均勤続年数に基づき、人件費及び管理費に区分して加算するものであるが、直近の実態(過去3か年の平均値)を踏まえ、一律1.1%とすること。

なお、介護報酬の改定に合わせて見直すこととし、その際には、施設の実態の把握に努め、効果的な活用を図られたい。

(3) 養護老人ホーム事務費の人件費及び管理費の区分について

養護老人ホームの事務費のうち、一般事務費は「人件費」及び「管理費」に区分され、その内訳は別表1のとおりである。

この運用に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)により適正を期するよう指導すること。

なお、「人件費」とは、職員の本俸、諸手当等職員に支給される諸経費及び社会保険料事業主負担金等をいい、「管理費」とは職員の旅費、職員研修費、庁費、保健衛生費、特別管理費等施設の運営に必要な人件費以外の諸経費をいうものである。

(4) 市町村に対する助言

神奈川県知事は、管内の市町村長より、老人保護措置費に関し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。

(5) 経過措置

この指針が施行される平成 19 年 4 月 1 日以前に外部サービス利用型特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けた養護老人ホームに係る 1 の事務費の算定に当たっては、措置費に係る国指針及び「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱いについて」（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124003 号厚生労働省老健局長通知）に基づき算定された額とすることができる。

附 則

- 1 この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法第 11 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 2 項（養護老人ホーム及び養護委託に限る。）に規定する措置に要する費用に係る法第 28 条の規定による徴収金については、平成 19 年 7 月分の徴収金から適用し、同年 6 月分までの徴収金については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この指針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針」の別紙 1 老人保護措置費支弁基準 2 生活費（1）一般生活費の入院した場合の入院患者日用品費に関する規定は、この指針の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入院若しくは施行日以前から継続して入院している場合は、施行日以後の期間に対応する入院期間について適用し、施行日前の入院期間に対応する分については、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この指針は、平成 26 年 11 月 13 日から施行し、平成 26 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針」の別紙 1 老人保護措置費支弁基準 2 生活費（1）一般生活費の入院した場合の入院患者日用品費に関する規定は、この指針の適用の日（以下「適用日」という。）以後に入院若しくは適用日以前から継続して入院している場合は、適用日以後の期間に対応する入院期間について適用し、適用日前の入院期間に対応する分については、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成27年11月1日から施行する。
- 2 改正後の「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針」の別紙1老人保護措置費支弁基準2生活費（1）一般生活費の入院した場合の入院患者日用品費に関する規定は、この指針の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入院若しくは施行日以前から継続して入院している場合は、施行日以後の期間に対応する入院期間について適用し、施行日前の入院期間に対応する分については、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この指針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、令和6年4月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この指針は、令和6年6月1日から適用する。

別表 1

養護老人ホーム一般事務費基準額（月額）

- 1 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）

（単位 円）

入所定員数	基準額（単独型）			基準額（併設型）		
	人件費	管理費	計	人件費	管理費	計
100名未満	109,966	7,746	117,712	72,338	5,734	78,072
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	115,750	7,746	123,496	76,142	5,734	81,876
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	115,167	7,746	122,913	75,759	5,734	81,493
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	114,595	7,746	122,341	75,383	5,734	81,117
100名以上150名未満	77,872	5,533	83,405	58,253	4,628	62,881
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	81,968	5,533	87,501	61,317	4,628	65,945
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	81,555	5,533	87,088	61,008	4,628	65,636
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	81,150	5,533	86,683	60,705	4,628	65,333
150名以上	70,024	5,231	75,255	56,844	4,628	61,472
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	73,707	5,231	78,938	59,833	4,628	64,461
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	73,336	5,231	78,567	59,532	4,628	64,160
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	72,972	5,231	78,203	59,237	4,628	63,865

注 併設型とは、措置費に係る国指針の平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」又は「入所定員40名以下の小規模養護老人ホームであって、特別養護老人ホームに併設する」場合をいうものである。（以下同じ。）

- 2 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）

- (1) 基本職員分（介護サービスの提供を受けている該当者分）

（単位 円）

入所定員数	基準額（単独型）			基準額（併設型）		
	人件費	管理費	計	人件費	管理費	計
100名未満	76,765	5,533	82,298	44,067	3,923	47,990
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	80,802	5,533	86,335	46,384	3,923	50,307
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	80,395	5,533	85,928	46,151	3,923	50,074
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	79,996	5,533	85,529	45,922	3,923	49,845
100名以上150名未満	50,305	3,722	54,027	33,000	3,118	36,118
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	52,951	3,722	56,673	34,735	3,118	37,853
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	52,684	3,722	56,406	34,560	3,118	37,678
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	52,422	3,722	56,144	34,389	3,118	37,507
150名以上	44,670	3,521	48,191	33,000	3,118	36,118
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	47,019	3,521	50,540	34,735	3,118	37,853
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	46,782	3,521	50,303	34,560	3,118	37,678
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	46,550	3,521	50,071	34,389	3,118	37,507

注1 入所定員が100名以上150名未満の施設にあつて、一般入所者（介護サービスの提供を受けていない非該当者をいう。以下同じ。）が50名以下となった場合は、定員100名未満の施設の

基準額を適用する。(以下同じ。)

- 2 入所定員が 150 名以上の施設にあって、一般入所者が 100 名以下となった場合は、定員 100 名以上 150 名未満の施設の基準額を適用する。(以下同じ。)

(2) 支援員分 (介護サービスの提供を受けていない非該当者分)

(単位 円)

入所定員数	基準額 (単独型)			基準額 (併設型)		
	人件費	管理費	計	人件費	管理費	計
100 名未満	38,936	3,521	42,457	38,936	3,521	42,457
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	40,984	3,521	44,505	40,984	3,521	44,505
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	40,777	3,521	44,298	40,777	3,521	44,298
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	40,575	3,521	44,096	40,575	3,521	44,096
100 名以上 150 名未満	31,692	2,414	34,106	31,692	2,414	34,106
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	33,358	2,414	35,772	33,358	2,414	35,772
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	33,191	2,414	35,605	33,191	2,414	35,605
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	33,026	2,414	35,440	33,026	2,414	35,440
150 名以上	30,183	2,112	32,295	30,183	2,112	32,295
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	31,770	2,112	33,882	31,770	2,112	33,882
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	31,610	2,112	33,722	31,610	2,112	33,722
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	31,453	2,112	33,565	31,453	2,112	33,565

(3) (1) 及び (2) の合計 (介護サービスの提供を受けていない非該当者分)

(単位 円)

入所定員数	基準額 (単独型)			基準額 (併設型)		
	人件費	管理費	計	人件費	管理費	計
100 名未満	115,701	9,054	124,755	83,003	7,444	90,447
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	121,786	9,054	130,840	87,368	7,444	94,812
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	121,172	9,054	130,226	86,928	7,444	94,372
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	120,571	9,054	129,625	86,497	7,444	93,941
100 名以上 150 名未満	81,997	6,136	88,133	64,692	5,532	70,224
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	86,309	6,136	92,445	68,093	5,532	73,625
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	85,875	6,136	92,011	67,751	5,532	73,283
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	85,448	6,136	91,584	67,415	5,532	72,947
150 名以上	74,853	5,633	80,486	63,183	5,230	68,413
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	78,789	5,633	84,422	66,505	5,230	71,735
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	78,392	5,633	84,025	66,170	5,230	71,400
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	78,003	5,633	83,636	65,842	5,230	71,072

3 盲養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）

（単位 円）

入所定員数	人件費	管理費	計
100名未満(措置費に係る国指針による50名規模)	167,314	11,771	179,085
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	176,114	11,771	187,885
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	175,227	11,771	186,998
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	174,357	11,771	186,128
100名以上(同上100名規模)	127,271	8,954	136,225
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	133,965	8,954	142,919
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	133,290	8,954	142,244
養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	132,629	8,954	141,583

4 盲養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）

（単位 円）

入所定員数		人件費	管理費	計	
100名未満 (措置費に係る国指針による50名規模)	基本職員分	85,619	6,137	91,756	
	支援員分	66,100	5,332	71,432	
	合計	151,719	11,469	163,188	
	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	合計	159,698	11,469	171,167
	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	合計	158,894	11,469	170,363
	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	合計	158,105	11,469	169,574
100名以上(同上100名規模)	基本職員分	54,731	4,024	58,755	
	支援員分	63,384	4,527	67,911	
	合計	118,115	8,551	126,666	
	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(I)	合計	124,326	8,551	132,877
	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(II)	合計	123,701	8,551	132,252
	養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算(III)	合計	123,087	8,551	131,638

5 特例措置

養護老人ホームの運営を指定管理者制度によって運営している施設にあつては、指定期間中の一般事務費基準額（月額）は、運営を委託している当該市町村の条例の定めるところによる。

具体的には、川崎市にあつては、「川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例」（平成5年川崎市条例第14号）の定めによる。

別表 2

養護老人ホーム事務費基準額（月額）

1 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）

(1) 単独型

(単位 円)

入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
100名未満	109,966	7,746	117,712	12,948	—	12,948	130,660
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	115,750	7,746	123,496	13,584	—	13,584	137,080
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	115,167	7,746	122,913	13,520	—	13,520	136,433
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	114,595	7,746	122,341	13,457	—	13,457	135,798
100名以上150名未満	77,872	5,533	83,405	9,174	—	9,174	92,579
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	81,968	5,533	87,501	9,625	—	9,625	97,126
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	81,555	5,533	87,088	9,579	—	9,579	96,667
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	81,150	5,533	86,683	9,535	—	9,535	96,218
150名以上	70,024	5,231	75,255	8,278	—	8,278	83,533
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	73,707	5,231	78,938	8,683	—	8,683	87,621
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	73,336	5,231	78,567	8,642	—	8,642	87,209
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	72,972	5,231	78,203	8,602	—	8,602	86,805

(2) 併設型

(単位 円)

入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
100名未満	72,338	5,734	78,072	8,587	—	8,587	86,659
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	76,142	5,734	81,876	9,006	—	9,006	90,882
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	75,759	5,734	81,493	8,964	—	8,964	90,457
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	75,383	5,734	81,117	8,922	—	8,922	90,039
100名以上150名未満	58,253	4,628	62,881	6,916	—	6,916	69,797
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	61,317	4,628	65,945	7,253	—	7,253	73,198
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	61,008	4,628	65,636	7,219	—	7,219	72,855
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	60,705	4,628	65,333	7,186	—	7,186	72,519
150名以上	56,844	4,628	61,472	6,761	—	6,761	68,233
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	59,833	4,628	64,461	7,090	—	7,090	71,551
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	59,532	4,628	64,160	7,057	—	7,057	71,217
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	59,237	4,628	63,865	7,025	—	7,025	70,890

2 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）

(1) 単独型

ア 該当者

(単位 円)

入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	76,765	5,533	82,298	9,052	9,500	18,552	100,850
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	80,802	5,533	86,335	9,496	9,500	18,996	105,331
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	80,395	5,533	85,928	9,452	9,500	18,952	104,880
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	79,996	5,533	85,529	9,408	9,500	18,908	104,437
51名以上75名以下	76,765	5,533	82,298	9,052	8,000	17,052	99,350
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	80,802	5,533	86,335	9,496	8,000	17,496	103,831
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	80,395	5,533	85,928	9,452	8,000	17,452	103,380
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	79,996	5,533	85,529	9,408	8,000	17,408	102,937
76名以上100名未満	76,765	5,533	82,298	9,052	6,000	15,052	97,350
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	80,802	5,533	86,335	9,496	6,000	15,496	101,831
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	80,395	5,533	85,928	9,452	6,000	15,452	101,380
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	79,996	5,533	85,529	9,408	6,000	15,408	100,937
100名	50,305	3,722	54,027	5,942	6,000	11,942	65,969
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	52,951	3,722	56,673	6,234	6,000	12,234	68,907
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	52,684	3,722	56,406	6,204	6,000	12,204	68,610
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	52,422	3,722	56,144	6,175	6,000	12,175	68,319
101名以上150名未満	50,305	3,722	54,027	5,942	4,800	10,742	64,769
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	52,951	3,722	56,673	6,234	4,800	11,034	67,707
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	52,684	3,722	56,406	6,204	4,800	11,004	67,410
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	52,422	3,722	56,144	6,175	4,800	10,975	67,119
150名以上	44,670	3,521	48,191	5,301	3,200	8,501	56,692
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	47,019	3,521	50,540	5,559	3,200	8,759	59,299
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	46,782	3,521	50,303	5,533	3,200	8,733	59,036
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	46,550	3,521	50,071	5,507	3,200	8,707	58,778

イ 非該当者

(単位 円)

入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設給 与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	115,701	9,054	124,755	13,723	9,500	23,223	147,978
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	121,786	9,054	130,840	14,392	9,500	23,892	154,732
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	121,172	9,054	130,226	14,324	9,500	23,824	154,050
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	120,571	9,054	129,625	14,258	9,500	23,758	153,383
51名以上75名以下	115,701	9,054	124,755	13,723	8,000	21,723	146,478
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	121,786	9,054	130,840	14,392	8,000	22,392	153,232
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	121,172	9,054	130,226	14,324	8,000	22,324	152,550
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	120,571	9,054	129,625	14,258	8,000	22,258	151,883
76名以上100名未満	115,701	9,054	124,755	13,723	6,000	19,723	144,478
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	121,786	9,054	130,840	14,392	6,000	20,392	151,232
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	121,172	9,054	130,226	14,324	6,000	20,324	150,550
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	120,571	9,054	129,625	14,258	6,000	20,258	149,883
100名	81,997	6,136	88,133	9,694	6,000	15,694	103,827
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	86,309	6,136	92,445	10,168	6,000	16,168	108,613
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	85,875	6,136	92,011	10,121	6,000	16,121	108,132
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	85,448	6,136	91,584	10,074	6,000	16,074	107,658
101名以上150名未満	81,997	6,136	88,133	9,694	4,800	14,494	102,627
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	86,309	6,136	92,445	10,168	4,800	14,968	107,413
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	85,875	6,136	92,011	10,121	4,800	14,921	106,932
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	85,448	6,136	91,584	10,074	4,800	14,874	106,458
150名以上	74,853	5,633	80,486	8,853	3,200	12,053	92,539
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	78,789	5,633	84,422	9,286	3,200	12,486	96,908
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	78,392	5,633	84,025	9,242	3,200	12,442	96,467
養護老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	78,003	5,633	83,636	9,199	3,200	12,399	96,035

(2) 併設型

ア 該当者

(単位 円)

入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	44,067	3,923	47,990	5,278	9,500	14,778	62,768
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	46,384	3,923	50,307	5,533	9,500	15,033	65,340
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	46,151	3,923	50,074	5,508	9,500	15,008	65,082
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	45,922	3,923	49,845	5,482	9,500	14,982	64,827
51名以上75名以下	44,067	3,923	47,990	5,278	8,000	13,278	61,268
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	46,384	3,923	50,307	5,533	8,000	13,533	63,840
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	46,151	3,923	50,074	5,508	8,000	13,508	63,582
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	45,922	3,923	49,845	5,482	8,000	13,482	63,327
76名以上100名未満	44,067	3,923	47,990	5,278	6,000	11,278	59,268
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	46,384	3,923	50,307	5,533	6,000	11,533	61,840
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	46,151	3,923	50,074	5,508	6,000	11,508	61,582
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	45,922	3,923	49,845	5,482	6,000	11,482	61,327
100名	33,000	3,118	36,118	3,972	6,000	9,972	46,090
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	34,735	3,118	37,853	4,163	6,000	10,163	48,016
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	34,560	3,118	37,678	4,144	6,000	10,144	47,822
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	34,389	3,118	37,507	4,125	6,000	10,125	47,632
101名以上150名未満	33,000	3,118	36,118	3,972	4,800	8,772	44,890
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	34,735	3,118	37,853	4,163	4,800	8,963	46,816
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	34,560	3,118	37,678	4,144	4,800	8,944	46,622
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	34,389	3,118	37,507	4,125	4,800	8,925	46,432
150名以上	33,000	3,118	36,118	3,972	3,200	7,172	43,290
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	34,735	3,118	37,853	4,163	3,200	7,363	45,216
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	34,560	3,118	37,678	4,144	3,200	7,344	45,022
養老ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	34,389	3,118	37,507	4,125	3,200	7,325	44,832

イ 非該当者

(単位 円)

入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	83,003	7,444	90,447	9,949	9,500	19,449	109,896
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	87,368	7,444	94,812	10,429	9,500	19,929	114,741
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	86,928	7,444	94,372	10,380	9,500	19,880	114,252
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	86,497	7,444	93,941	10,333	9,500	19,833	113,774
51名以上75名以下	83,003	7,444	90,447	9,949	8,000	17,949	108,396
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	87,368	7,444	94,812	10,429	8,000	18,429	113,241
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	86,928	7,444	94,372	10,380	8,000	18,380	112,752
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	86,497	7,444	93,941	10,333	8,000	18,333	112,274
76名以上100名未満	83,003	7,444	90,447	9,949	6,000	15,949	106,396
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	87,368	7,444	94,812	10,429	6,000	16,429	111,241
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	86,928	7,444	94,372	10,380	6,000	16,380	110,752
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	86,497	7,444	93,941	10,333	6,000	16,333	110,274
100名	64,692	5,532	70,224	7,724	6,000	13,724	83,948
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	68,093	5,532	73,625	8,098	6,000	14,098	87,723
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	67,751	5,532	73,283	8,061	6,000	14,061	87,344
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	67,415	5,532	72,947	8,024	6,000	14,024	86,971
101名以上150名未満	64,692	5,532	70,224	7,724	4,800	12,524	82,748
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	68,093	5,532	73,625	8,098	4,800	12,898	86,523
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	67,751	5,532	73,283	8,061	4,800	12,861	86,144
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	67,415	5,532	72,947	8,024	4,800	12,824	85,771
150名以上	63,183	5,230	68,413	7,525	3,200	10,725	79,138
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅰ	66,505	5,230	71,735	7,890	3,200	11,090	82,825
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅱ	66,170	5,230	71,400	7,854	3,200	11,054	82,454
養老人ホーム勤務員処遇加算Ⅲ	65,842	5,230	71,072	7,817	3,200	11,017	82,089

3 盲養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）

（単位 円）

入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	167,314	11,771	179,085	19,699	9,500	29,199	208,284
養老ホーム勤務員処算Ⅰ	176,114	11,771	187,885	20,667	9,500	30,167	218,052
養老ホーム勤務員処算Ⅱ	175,227	11,771	186,998	20,569	9,500	30,069	217,067
養老ホーム勤務員処算Ⅲ	174,357	11,771	186,128	20,474	9,500	29,974	206,784
51名以上75名以下	167,314	11,771	179,085	19,699	8,000	27,699	206,784
養老ホーム勤務員処算Ⅰ	176,114	11,771	187,885	20,667	8,000	28,667	216,552
養老ホーム勤務員処算Ⅱ	175,227	11,771	186,998	20,569	8,000	28,569	215,567
養老ホーム勤務員処算Ⅲ	174,357	11,771	186,128	20,474	8,000	28,474	214,602
76名以上100名未満	167,314	11,771	179,085	19,699	6,000	25,699	204,784
養老ホーム勤務員処算Ⅰ	176,114	11,771	187,885	20,667	6,000	26,667	214,552
養老ホーム勤務員処算Ⅱ	175,227	11,771	186,998	20,569	6,000	26,569	213,567
養老ホーム勤務員処算Ⅲ	174,357	11,771	186,128	20,474	6,000	26,474	212,602
100名	127,271	8,954	136,225	14,984	6,000	20,984	157,209
養老ホーム勤務員処算Ⅰ	133,965	8,954	142,919	15,721	6,000	21,721	164,640
養老ホーム勤務員処算Ⅱ	133,290	8,954	142,244	15,646	6,000	21,646	163,890
養老ホーム勤務員処算Ⅲ	132,629	8,954	141,583	15,574	6,000	21,574	163,157
101名以上150名未満	127,271	8,954	136,225	14,984	4,800	19,784	156,009
養老ホーム勤務員処算Ⅰ	133,965	8,954	142,919	15,721	4,800	20,521	163,440
養老ホーム勤務員処算Ⅱ	133,290	8,954	142,244	15,646	4,800	20,446	162,690
養老ホーム勤務員処算Ⅲ	132,629	8,954	141,583	15,574	4,800	20,374	161,957

4 盲養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）

(1) 該当者

(単位 円)

入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	85,619	6,137	91,756	10,093	9,500	19,593	111,349
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅰ	90,122	6,137	96,259	10,588	9,500	20,088	116,347
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅱ	89,668	6,137	95,805	10,538	9,500	20,038	115,843
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅲ	89,223	6,137	95,360	10,489	9,500	19,989	115,349
51名以上75名以下	85,619	6,137	91,756	10,093	8,000	18,093	109,849
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅰ	90,122	6,137	96,259	10,588	8,000	18,588	114,847
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅱ	89,668	6,137	95,805	10,538	8,000	18,538	114,343
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅲ	89,223	6,137	95,360	10,489	8,000	18,489	113,849
76名以上100名未満	85,619	6,137	91,756	10,093	6,000	16,093	107,849
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅰ	90,122	6,137	96,259	10,588	6,000	16,588	112,847
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅱ	89,668	6,137	95,805	10,538	6,000	16,538	112,343
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅲ	89,223	6,137	95,360	10,489	6,000	16,489	111,849
100名	54,731	4,024	58,755	6,463	6,000	12,463	71,218
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅰ	57,609	4,024	61,633	6,779	6,000	12,779	74,412
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅱ	57,319	4,024	61,343	6,747	6,000	12,747	74,090
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅲ	57,035	4,024	61,059	6,716	6,000	12,716	73,775
101名以上150名未満	54,731	4,024	58,755	6,463	4,800	11,263	70,018
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅰ	57,609	4,024	61,633	6,779	4,800	11,579	73,212
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅱ	57,319	4,024	61,343	6,747	4,800	11,547	72,890
養護老人ホーム勤務員(理)加算Ⅲ	57,035	4,024	61,059	6,716	4,800	11,516	72,575

(2) 非該当者

(単位 円)

入所定員数	一般事務費			特別事務費			合計
	人件費	管理費	計	民間施設 給与改善費	夜間勤務 体制加算	計	
50名以下	151,719	11,469	163,188	17,950	9,500	27,450	190,638
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅰ	159,698	11,469	171,167	18,828	9,500	28,328	199,495
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅱ	158,894	11,469	170,363	18,739	9,500	28,239	198,602
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅲ	158,105	11,469	169,574	18,653	9,500	28,153	197,727
51名以上75名以下	151,719	11,469	163,188	17,950	8,000	25,950	189,138
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅰ	159,698	11,469	171,167	18,828	8,000	26,828	197,995
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅱ	158,894	11,469	170,363	18,739	8,000	26,739	197,102
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅲ	158,105	11,469	169,574	18,653	8,000	26,653	196,227
76名以上100名未満	151,719	11,469	163,188	17,950	6,000	23,950	187,138
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅰ	159,698	11,469	171,167	18,828	6,000	24,828	197,995
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅱ	158,894	11,469	170,363	18,739	6,000	24,739	195,102
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅲ	158,105	11,469	169,574	18,653	6,000	24,653	194,227
100名	118,115	8,551	126,666	13,933	6,000	19,933	146,599
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅰ	124,326	8,551	132,877	14,616	6,000	20,616	153,493
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅱ	123,701	8,551	132,252	14,547	6,000	20,547	152,799
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅲ	123,087	8,551	131,638	14,480	6,000	20,480	152,118
101名以上150名未満	118,115	8,551	126,666	13,933	4,800	18,733	145,399
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅰ	124,326	8,551	132,877	14,616	4,800	19,416	152,293
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅱ	123,701	8,551	132,252	14,547	4,800	19,347	151,599
養護老人ホーム勤務員(選定)Ⅲ	123,087	8,551	131,638	14,480	4,800	19,280	150,918

費用徴収基準

1 養護老人ホーム及び養護委託による措置

(1) 法第11条第1項第1号、第3号及び第2項（養護老人ホーム及び養護委託に限る。）に規定する措置に要する費用に係る法第28条の規定による徴収金の額は、月額によって決定するものとし、その徴収額は、養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者については、別表1の対象収入による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とし、その主たる扶養義務者については、別表2の税額等による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とすること。

ただし、月の途中で施設に入所若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入若しくは転出した被措置者に係るその入退所し、又は転入出した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額（1円未満切捨て）

$$\text{基準月額} \times (\text{当該月の実措置日数} \div \text{当該月の実日数})$$

(2) 上記のうち、養護老人ホーム被措置者で介護保険法における要介護認定により、要支援・要介護の認定を受け、特別養護老人ホームへ入所申込みを行った者の徴収額については、市町村長が必要と認める場合には、別表1の規定にかかわらず、別途上限を設けることができる。

なお、この場合の扶養義務者の費用徴収額は、特例措置を行わず算定した被措置者の費用徴収額を基準に算定すること。

2 やむを得ない措置

法第11条第1項第2号及び第2項（特別養護老人ホームに限る。）に規定する特別養護老人ホームの措置に要する費用に係る法第28条の規定による徴収金の額は、法第21条の2の規定に基づき、支弁することを要しないとされた額（介護保険給付を受けることができる者でない場合には、これに相当する額）を除いた額（ただし、その額を適用すれば、生活保護を必要とする状態になる者については、0円）とする。

なお、措置に要する費用には、特別養護老人ホームにおいて保険給付の対象となる額のほか、食費及び居住費が含まれる。

3 費用徴収基準に係る留意事項

(1) 対象収入について

「対象収入」は、原則として前年の（1）収入として認定するもの（（2）収入として認定しないものに該当するものは除く。）から（3）必要経費を控除した額とする。ただし、前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合は、当該年の収入又は必要経費を用いて「対象収入」を算定することができる。

ア 収入として認定するもの

（ア）年金、恩給等の収入

年金、恩給その他これに類する定期的に支給される金銭については、その実際の受給額を収入として認定すること。

a 年金、恩給等の収入には、公的給付であるか私的給付であるかを問わず、被措置者が受給権を有する定期的な給付は、「収入として認定しないもの」を除き、すべて含まれる。

したがって、労働者災害補償保険（休業補償給付、障害補償年金等）、企業退職年金、私的終身年金保険、入所前の勤労所得（給与所得の金額を収入として認定する。）、雇用保険（失業給付の基本手当）等は、これに該当する。

なお、老人保護措置費に係る「加算の特例」等の年金給付に代替して支給される性格の給付もこれに該当する取扱いとする。

b 年金、恩給等の収入の収入とすべき時期は、その年金、恩給等の支給の基礎となる法令、契約、規程等により定められた支給日とする。

なお、遡って、年金、恩給等の受給権が生じ、1年分を超える年金、恩給等を受給したときは、1年分のみを収入として認定する。

c 外貨により支払われる年金等の邦貨換算は、所得税における取扱いに準じて、原則として支給日の為替相場により行う。

(イ) 財産収入

土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる果実である地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

(ウ) 利子、配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告がされる場合に限り、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

(エ) その他の収入

不動産、動産の処分による収入その他の収入（老人ホーム入所前の臨時的な収入は除く。）については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

a その他の収入には、譲渡所得、山林所得、一時所得（生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等）等が該当するが、この場合の「課税標準として把握された所得の金額」とは、所得税法第22条第1項に規定する総所得金額、山林所得金額等のうちこれらの所得に係るものをいう。

なお、分離課税される譲渡所得については、租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額又は同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額をいう（当該金額がマイナスとなる場合は、ゼロとする。）。

b 相続、遺贈又は個人からの贈与による所得については、相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定する。

(オ) 留意事項

a 「前年」の対象収入の把握に当たっては、1月から6月の間においては、前々年分の対象収入により階層を決定するものとする。

b 年度途中で収入や必要経費に著しい変動があった場合において、前年に比して収入の減少や不時のやむを得ざる支出が必要となる等の事情により、被措置者の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難となると市町村長が認めるときは、その事情の生じた時点を含む年における年間収入又は必要経費を推定し、これにより求めた対象収入に基づき階層区分の変

更を決定することができる。

c bによる階層区分の変更は、原則として例外措置であり被措置者からの申立てにより行うこととするが、被措置者が生活保護法による医療扶助を受ける等明らかに階層区分の変更が必要と認められる場合には申立ての有無にかかわらず変更決定を行う。

d 被措置者から申立てがあったときは、書類に所要事項を記載していただき、その妥当性を判断して決定する。

なお、収入が減少又は必要経費が増加した場合に、その年の必要経費又は収入を改めて推定を行う必要はないものとする。

e 階層区分の変更は、変更が必要と認められる月（その月分を納入済のときは、その翌月）から行う。

なお、入院により多額の医療費を必要とする場合には、入院した月については従前の階層区分で日割計算により徴収を行い、入院期間中は徴収せず、退院時において、階層区分の見直しを行う等の取扱いをしても差し支えないものとする。

f bからeの取扱いは、「主たる扶養義務者」についても同様とする。

g 被措置者が死亡した場合の被措置者又はその主たる扶養義務者からの徴収金は、死亡した日までの日割により計算する。

なお、被措置者に係る徴収金の納入告知等は、その相続人に対して行う。

h 主たる扶養義務者が死亡した場合の徴収金の取扱いについては、gと同様に行う。

i 徴収金の額の決定に誤りがあった場合については、変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。ただし、被措置者又はその主たる扶養義務者については、次のように取り扱うことができる。

(a) 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が高い場合

誤認を発見した日の属する月の翌月初日をもって徴収額の変更決定を行う。ただし、明らかに被措置者又はその主たる扶養義務者の責に帰すべき事由により徴収額を誤って決定した場合には変更すべき月に遡及して徴収額の変更を行う。

(b) 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が低い場合

変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。既に納付済の徴収金があるときは、その差額分を返還（還付又は充当）する。

イ 収入として認定しないもの

(ア) 臨時的な見舞金、仕送り等による収入

(イ) 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭

(ウ) 施設から、いわゆる個人的経費として支給される金銭

(エ) 原子力被曝者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額

(オ) 公害に係る健康被害の補償金、損害賠償金で、公害健康被害補償法の補償給付に相当するもののうち、生活保護法において公害健康被害補償法の補償給付ごとに収入として認定しないものとして定める額に相当する額

(カ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により支給される福祉手当等老人ホームに入所することにより支給されないこととなる金銭

- (キ) 児童手当法により支給される児童手当等法令により被措置者の生活費以外の用途に充てられることとされている金銭
- (ク) 老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入
- (ケ) その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でない判断される金銭

ウ 必要経費

- (ア) 所得税、住民税等の租税（ただし、固定資産税を除く。）

なお、例示されている租税以外の租税としては、相続税及び贈与税が該当し、その他の租税は、市町村長が特別の事情があると認めた場合について該当する取扱いとする。
- (イ) 社会保険料、介護保険料若しくはこれらに準じるもの
 - a 社会保険料とは、国民健康保険の保険料、国民健康保険税等、所得税法第74条第2項に規定するものをいう。
 - b 社会保険料に準ずるものには、所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金が該当する。
- (ウ) 医療費（差額ベッド代、付添費用、医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費をいう。ただし、保険金等で補填される金額を除く。）
 - a 医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。したがって、通院費、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師による施術費は医療費に含まれるが、疾病の予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費は医療費に該当しない。
 - b 医療費は、支払った医療費の総額から保険金等で補てんされる金額を控除した額の全額について、必要経費として認められるものであり、所得税法における控除額の取扱いと異なるものである。
 - c 医療費の額の算定に当たって医療費を補てんする保険金等の額が確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて行う。

この場合において後日、当該保険金等の見込額が当該確定額と異なることとなったときは、その判明した日の属する月の翌月初日をもって変更決定を行う。

なお、その際の差額の取扱いについては、(オ) iによるものとする。
- (エ) 介護保険に係る利用料（利用者負担のほか、介護を受けるのに通常必要とされる一切の経費をいう。ただし、保険金等で補填される金額を除く。）
- (オ) その他
 - a 配偶者その他の親族が被措置者の仕送りにより生活している場合において必要とされる仕送りのための費用
 - (a) 配偶者その他の親族の範囲は、原則として配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は民法に定める扶養義務者とするが、特別の事情がある場合には、民法第725条に規定する親族までとすることができる。
 - (b) 仕送りのための費用については、その地域における標準的な生計費を参考として、市町村長が設ける限度額から仕送りを受ける配偶者等の収入を控除した額の範囲内において、その実際の仕送り額を特別の必要経費として認める。

- (c) 配偶者等が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している場合における標準的な生計費は、いわゆる個別的日常費に相当する額とし、軽費老人ホームに入所している場合には、個別的日常費に相当する額に軽費老人ホーム利用料を加えた額として取り扱うものとする。
- (d) 被措置者の仕送りにより生計を維持されている配偶者等の租税、社会保険料、医療費は、仕送りのための費用とは別に、それぞれ租税、社会保険料、医療費として必要経費と認める。
- b 災害により資産が損害を受けた場合において、これを補填するために必要とされる費用
- c やむを得ない事情による借金の返済
 - やむを得ない事情による借金の返済としては、原則として入所前の被措置者本人に係る借金であって、やむを得ない事情によるものの返済（住宅ローンの返済、世帯更生資金の返済等）の場合に限り認められるものであるが、入所後において配偶者等が被措置者の仕送りにより生計を維持されている場合であって、医療費等不意に支出せざるを得ない状況のもとにおいて、借金をしている場合の返済についても、同様の取扱いをして差し支えない。
- d 自己の日常の用に供される補装具、身体障害者日常生活用具等の購入費等の支出せざるを得ない費用が被措置者にあると市町村長が認めるときは、その額を特別の必要経費として認定することができること。
- e その他の必要経費
 - (a) 必要経費には、被措置者の意志により任意に負担するもの
 - 例えば、交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄附金等の費用は該当しない。老人ホーム入所前の生活費、軽費老人ホーム利用料等、入所により支出する必要のなくなる費用も同様とする。
 - (b) 離婚に伴う慰謝料の支払は、必要経費として認めることができる。
 - (c) 生命保険料は原則として必要経費に該当しない。
 - しかしながら、入所前から継続しているものであって、継続しないことにより解約返戻金等について著しい不利益を受けるものについては、必要経費として認めることができる。
 - (d) 住宅維持費（損害保険料を含む。）は、原則として必要経費に該当しない。
 - しかしながら、入所前に自己の居住の用に供していた住宅で居住する者がなく、また、賃貸も困難な場合には、通常必要とされる住宅維持費を必要経費として認めることができる。
 - (e) 必要経費の認定は市町村長が行うが、その認定の際領収証等のないものについては、施設長の証明によって差し支えない。

(2) 主たる扶養義務者について

- ア 「主たる扶養義務者」の認定は、被措置者の扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。オにおいて同じ。）のうち、配偶者及び子について行う。
- イ 「主たる扶養義務者」となる被措置者の配偶者及び子は、原則として、被措置者が入所の際に被措置者と同一世帯にあった者（住居等の関係で別居していたが、主としてその配偶者又は子の仕送りにより被措置者が生計を維持していた場合等社会通念上同一世帯と同様と認められる者を含む。以下「出身世帯員」という。）とする。

- ウ イにより「主たる扶養義務者」となり得る者が2人以上ある場合は、最多税額納付者を「主たる扶養義務者」とする。
- エ 出身世帯員でない被措置者の配偶者及び子は、被措置者が入所の際に同一世帯に属していた被措置者の扶養義務者がいない場合に限り、次に定めるところにより、「主たる扶養義務者」とする。
- (ア) 当該配偶者又は子の所得税又は住民税の所得割の計算について、被措置者が所得税法第2条第1項第3号若しくは地方税法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は所得税法第2条第1項第3号若しくは地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族となっている場合は、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
- (イ) 当該配偶者又は子が健康保険、船員保険又は国家公務員等共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済組合の被保険者又は組合員であつて、被措置者がこれらの制度の給付について当該配偶者又は子の被扶養者となっている場合((ア)に該当する被措置者の配偶者又は子が他にある場合を除く。)には、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
- (ウ) 当該配偶者又は子の給与の計算について被措置者が扶養親族として一般職の職員の給与等に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条に規定する扶養手当その他これに準じる手当の支給対象となっている場合((ア)又は(イ)に該当する被措置者の配偶者又は子が他にある場合を除く。)は、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。この場合において、「主たる扶養義務者」となり得る者が2人以上あるときは、最多税額納付者を「主たる扶養義務者」とする。
- (エ) (ア)から(ウ)までのいずれかに該当する被措置者の配偶者又は子がない場合は、被措置者への仕送りの状況、被措置者との間の資産面での関係の深さ等を勘案し、社会通念上、主たる扶養義務者と認められる被措置者の配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
- オ ウの場合における「主たる扶養義務者」の認定は、毎年度見直しを行うことを原則とするが、主たる扶養義務者が死亡又は行方不明になった場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月初日をもって見直しを行うこととする。
- カ エの場合における「主たる扶養義務者」の認定については、見直しを行わないこととする。
- キ その他主たる扶養義務者の取扱いについては、次によるものとする。
- (ア) 世帯とは、社会生活上現に家計を共同して消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をいい、世帯の認定については、生活保護法の取扱いに準じて行うものとする。なお、養護老人ホームへの入所措置に当たり、いわゆる世帯分離の取扱いをした場合であっても、これは入所要件に関する便宜的な取扱いであり、別世帯として認めることはないので、あくまでも同一世帯であることには変更がないものである。
- (イ) 養子は、縁組の日から養親の嫡出子たる身分を取得し、養親等の扶養義務者となるが、実親及びその親族との間には何等の影響を及ぼさず、その扶養義務者としての地位は失われるものではない。
- (ウ) 主たる扶養義務者に関する事実認定は、市町村長の判断により行うものである。
- (エ) 主たる扶養義務者の認定等に関する取扱いについて、著しい不合理が生じる特別の事情がある場合には、市町村長の判断により適当な措置を講じることができるものとする。

別表 1

養護老人ホーム又は養護委託による被措置者費用徴収基準

対象収入による階層区分		費用徴収基準額
1	0円 ～ 270,000円	0円
2	270,001円 ～ 280,000円	1,000円
3	280,001円 ～ 300,000円	1,800円
4	300,001円 ～ 320,000円	3,400円
5	320,001円 ～ 340,000円	4,700円
6	340,001円 ～ 360,000円	5,800円
7	360,001円 ～ 380,000円	7,500円
8	380,001円 ～ 400,000円	9,100円
9	400,001円 ～ 420,000円	10,800円
10	420,001円 ～ 440,000円	12,500円
11	440,001円 ～ 460,000円	14,100円
12	460,001円 ～ 480,000円	15,800円
13	480,001円 ～ 500,000円	17,500円
14	500,001円 ～ 520,000円	19,100円
15	520,001円 ～ 540,000円	20,800円
16	540,001円 ～ 560,000円	22,500円
17	560,001円 ～ 580,000円	24,100円
18	580,001円 ～ 600,000円	25,800円
19	600,001円 ～ 640,000円	27,500円
20	640,001円 ～ 680,000円	30,800円
21	680,001円 ～ 720,000円	34,100円
22	720,001円 ～ 760,000円	37,500円
23	760,001円 ～ 800,000円	39,800円
24	800,001円 ～ 840,000円	41,800円
25	840,001円 ～ 880,000円	43,800円
26	880,001円 ～ 920,000円	45,800円
27	920,001円 ～ 960,000円	47,800円
28	960,001円 ～ 1,000,000円	49,800円
29	1,000,001円 ～ 1,040,000円	51,800円
30	1,040,001円 ～ 1,080,000円	54,400円
31	1,080,001円 ～ 1,120,000円	57,100円
32	1,120,001円 ～ 1,160,000円	59,800円
33	1,160,001円 ～ 1,200,000円	62,400円
34	1,200,001円 ～ 1,260,000円	65,100円
35	1,260,001円 ～ 1,320,000円	69,100円
36	1,320,001円 ～ 1,380,000円	73,100円
37	1,380,001円 ～ 1,440,000円	77,100円
38	1,440,001円 ～ 1,500,000円	81,100円
39	1,500,001円以上	150万円超過額 × 0.9 ÷ 12 + 81,100円(100円未満端数切捨て)
備考 上記にかかわらず、当分の間、168,100円を当該費用徴収基準月額の上限とする。		

- 注1 この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 2 養護老人ホームの3人部屋入所者については、費用徴収額から10%、4人部屋入所者については20%、5人及び6人部屋入所者については30%、7人部屋入所者については40%をそれぞれ減額した額を費用徴収基準月額とする。この場合、100円未満の端数は切捨てとする。
- また、1（2）の上限額を適用した者については、この対象としない。
- 3 費用徴収月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（一般事務費及び一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。）の合算額をいう。別表2において同じ。）を超える場合には、この表にかかわらず当該支弁額とする。

別表 2

扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準額	
A	生活保護法による被保護者（単給を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条による支援給付受給者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項及び（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を含む）	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円	
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	4,500円
C2		当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	15,000円以下	9,000円
D2		15,001円～40,000円	13,500円
D3		40,001円～70,000円	18,700円
D4		70,001円～183,000円	29,000円
D5		183,001円～403,000円	41,200円
D6		403,001円～703,000円	54,200円
D7		703,001円～1,078,000円	68,700円
D8		1,078,001円～1,632,000円	85,000円
D9		1,632,001円～2,303,000円	102,900円
D10		2,303,001円～3,117,000円	122,500円
D11		3,117,001円～4,173,000円	143,800円
D12		4,173,001円～5,334,000円	166,600円
D13		5,334,001円～6,674,000円	191,200円
D14		6,674,001円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

注1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 D1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、

徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。この場合において、扶養控除については所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算するものとする。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項
- 3 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、この表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。
 - 4 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額(その被措置者が別表1により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額)を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。
 - 5 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。

養護老人ホーム規模別職員配置表

1 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）

(1) 単独型

入所者	職種	職員配置						(人)			
		共通職員分					相談員分		直接処遇職員分		
		施設長	事務員	看護職員	栄養士	調理員等	主任生活相談員	生活相談員	職種	主任支援員	支援員
30名以下	1	1	1	1	3	1	0	1~15	1	0	
31名以上60名以下	1	1	1	1	4	1	1	16~30	1	1	
61名以上70名以下	1	1	1	1	4	1	2	31~45	1	2	
71名以上90名以下	1	2	1	1	4	1	2	46~60	1	3	
91名以上100名以下	1	2	1	1	4	1	3	61~75	1	4	
101名以上120名以下	1	2	2	1	4	2	2	76~90	1	5	
121名以上150名以下	1	2	2	1	4	2	3	91~105	1	6	
151名以上180名以下	1	2	2	1	5	2	4	106~120	1	7	
								121~135	1	8	
								136~150	1	9	
								151~165	1	10	
								166~180	1	11	

注 職員配置人員は、施設長を除き、常勤換算方法による人数である。ただし、看護職員、主任生活相談員及び主任支援員にあつては、1名以上は常勤とすること。また、事務員と調理員等は、施設の実情に応じた適当数で可とする。別紙3において、以下同じ。

(2) 特別養護老人ホーム併設型

入所者	職種	職員配置						(人)			
		共通職員分					相談員分		直接処遇職員分		
		施設長	事務員	看護職員	栄養士	調理員等	主任生活相談員	生活相談員	職種	主任支援員	支援員
30名以下	—	1	1	1	—	1	0	1~15	1	0	
31名以上60名以下	—	1	1	1	—	1	1	16~30	1	1	
61名以上80名以下	—	1	1	1	—	1	2	31~45	1	2	
81名以上90名以下	—	1	1	1	1	1	2	46~60	1	3	
91名以上100名以下	—	1	1	1	1	1	3	61~75	1	4	
101名以上110名以下	—	1	2	1	1	2	2	76~90	1	5	
111名以上120名以下	—	1	2	1	2	2	2	91~105	1	6	
								105~120	1	7	

(3) 特別養護老人ホームに併設する小規模養護老人ホーム

(人)

入所者	職種	職員配置							
		共通職員分					直接処遇職員分		
		施設長	事務員	看護職員	栄養士	調理員等	主任生活相談員	生活相談員	主任支援員
15名以下	—	—	1	—	—	1	0	1	0
16名以上30名以下	—	—	1	—	—	1	0	1	1
31名以上40名以下	—	—	1	—	—	1	1	1	2

注1 小規模養護老人ホームとは、入所定員40名以下の施設をいう。

2 職員配置のうち、直接処遇職員分にあつては、「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合」にあつては入所定員数に「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合」にあつては一般入所者数に応じて適用するものとする。

3 サテライト型養護老人ホーム（定員29名以下）にあつては、看護職員は常勤換算方法で「1」以上とする。また、本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、（主任）生活相談員を置かないことができる。

(4) 盲養護老人ホーム

(人)

入所者	職種	職員配置						
		共通職員分					相談員分	
		施設長	事務員	看護職員	栄養士	調理員等	主任生活相談員	生活相談員
30名以下	1	1	2	1	3	1	0	
31名以上60名以下	1	1	2	1	4	1	1	
61名以上70名以下	1	1	2	1	4	1	2	
71名以上90名以下	1	2	2	1	4	1	2	
91名以上100名以下	1	2	2	1	4	1	3	
101名以上120名以下	1	2	3	1	4	2	2	
121名以上130名以下	1	2	3	1	4	2	3	

職員配置		
直接処遇職員分		
職種	主任支援員	支援員
一般入所者		
1～20	1	3
21～30	1	4
31～40	1	5
41～50	1	6
51～60	1	7
61～70	1	9
71～80	1	10
81～90	1	11
91～110	1	13
111～120	1	15
121～130	1	17

2 養護老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）

(1) 単独型

入所者 職種	職員配置						
	共通職員分					相談員分	
	施設長	事務員	看護職員	栄養士	調理員等	主任生活相談員	生活相談員
30名以下	1	1	1	1	4	0	0
31名以上 60名以下	1	1	1	1	4	1	0
61名以上 90名以下	1	2	1	1	4	1	1
91名以上 100名以下	1	2	1	1	4	1	2
101名以上 120名以下	1	2	2	1	4	2	1
121名以上 150名以下	1	2	2	1	4	2	2
151名以上 180名以下	1	2	2	1	5	2	3

(人)

一般入所者 職種	職員配置	
	直接処遇職員分	
	主任支援員	支援員
1～15	1	0
16～30	1	1
31～45	1	2
46～60	1	3
61～75	1	4
76～90	1	5
91～105	1	6
106～120	1	7
121～135	1	8
136～150	1	9
151～165	1	10
166～180	1	11

(2) 特別養護老人ホーム併設型

入所者 職種	職員配置						
	共通職員分					相談員分	
	施設長	事務員	看護職員	栄養士	調理員	主任生活相談員	生活相談員
30名以下	—	1	1	1	—	0	0
31名以上 60名以下	—	1	1	1	—	1	0
61名以上 80名以下	—	1	1	1	—	1	1
81名以上 90名以下	—	1	1	1	1	1	1
91名以上 100名以下	—	1	1	1	1	1	2
101名以上 110名以下	—	1	2	1	1	2	1
111名以上 120名以下	—	1	2	1	1	2	1

(人)

一般入所者 職種	職員配置	
	直接処遇職員分	
	主任支援員	支援員
1～15	1	0
16～30	1	1
31～45	1	2
46～60	1	3
61～75	1	4
76～90	1	5
91～105	1	6
106～120	1	7

注 サテライト型養護老人ホーム（定員29名以下）にあつては、看護職員は常勤換算方法で「1」以上とする。

(3) 盲養護老人ホーム

入所者 職種	職員配置						
	共通職員分					相談員分	
	施設長	事務員	看護職員	栄養士	調理員等	主任生活相談員	生活相談員
30名以下	1	1	2	1	3	1	0
31名以上 60名以下	1	1	2	1	4	1	1
61名以上 70名以下	1	1	2	1	4	1	2
71名以上 90名以下	1	2	2	1	4	1	2
91名以上 100名以下	1	2	2	1	4	1	3
101名以上 120名以下	1	2	3	1	4	2	2
121名以上 130名以下	1	2	3	1	4	2	3

(人)

職員配置		
直接処遇職員分		
職種	主任支援員	支援員
一般入所者		
1～20	1	3
21～30	1	4
31～40	1	5
41～50	1	6
51～60	1	7
61～70	1	9
71～80	1	10
81～90	1	11
91～110	1	13
111～120	1	15
121～130	1	17